

視座

宮城県における精神科救急急性期医療

宮城県医師会副会長

櫻井芳明

1. はじめに

つい先日、熊本県を中心に直下型のM7.3の大地震が起こり、宮城県医師会でも日本医師会並びに熊本県医師会の要請により、6班のJMAT宮城を編成し約1か月弱現地に派遣したところであるが、初めての出動、遠方の地で我々独自の機材の運搬もままならず、隊員の御苦勞は幾ばかりかと、ご苦勞様、心からの御礼を言いたい。

さて、今回の視座は私の当番となり、私が精神科医でもないのにテーマに精神科救急を取りあげたところからご説明せねばなるまい。

宮城県庁の組織の中に、宮城県精神保健福祉審議会があり組織の一端に精神科救急部会があって、障害福祉課が統括している。我々は、精神科救急というと、精神疾患の超急性期を主に治療する部門ととらえ、一般の救急とどう違うのか混同してしまう。

私は、県医師会からこの審議会の救急部会に医療関係者として派遣されている身分である。以前より、交通救急、脳卒中救急等、救急部門を歩いた人間なので何とか使い者になるか位の気持ちで、指名されたような気がする。ところが、いざ会議に出てみると私自身、いつも会議の最後には精神科救急の意味を一般救急と混同し、安田恒人委員にその考え方の違いを指摘されている。

そこで今回は、以前より懸案していたこの精神科救急をテーマに取りあげ、会員の先生方の参考になることを期待して書いてみたい。

2. 精神科救急

精神病を持つ患者さんが、自殺をはかり救急車にて病院に搬入されたとする。直ちに、救命救急処置が施行される。典型的な救急センターの場面である。

私は、こんな場面を想定していたが、これは一般救急であり、あえて精神科救急に分類すべきものではない。そもそも、一般救急と精神科救急では医療を施行するにあたり、拠って立つ法律を異にしている。

一般救急は医療法、精神科救急は精神保健福祉法なる法律の下で諸規定は決められており、県行政においても前者は医療整備課、後者は障害福祉課の所轄であり、法律と共に管理も異にしている。

従って、現実には精神病の患者さんでは種々の身体合併症を有する方々があり（宮城県の統計では約16

～17%)、今後は、高齢社会になるにつれますます増加するであろう。

この様な患者さんは、一般医でも、精神科医でも診療を敬遠しがちである。

国は仕方なし、政策医療としていくらかの補助金を出しているはずである。

では、現在の精神科救急・急性期医療とはどんなものなのか。

静岡県立こころの医療センター平田豊明院長によれば、措置入院の患者さんをスムーズに受け入れ入院させるシステムではない。地域に展開していく患者さんたちの生活を支えるためのシステム、精神科の患者さんを早いうちに処置したり、入院させ集中的に治療してなるべく早く地域にかえす。地域に出た患者さんはなるべく再入院しないように支える。この一連の流れの中に、精神科救急は位置づけられる、と。地域ケアの支援システムである。こう言っておられる。

地域によりまだ、まちまちだが精神科病棟が全室個室化し、十分な人員配置や施設の運用でスーパー救急病棟が、全国にできつつあるということである。精神科医療が、地域のニーズに応えつつ患者さんを安全な場所に収容する時代から、積極的に地域社会に出してやるという時代になりつつある一面であることに、私は気づいた次第である。



3. 宮城県の場合

精神科救急医療体制の整備において、全国的にはいささか遅れをとった宮城県ではあるが、県の精神科救急部会中の精神科医を中心にワーキンググループが作られ、宮城県の現状把握と対策のための検討が進んでいる。

平成27年8月、宮城県が県内33か所の精神科病院ないし精神科を有する病院における時間外の来院症例についての調査（調査対象期間は平成26年4月1日から平成27年3月末まで）を行っている。

この調査によれば、時間外の来院患者は816名、そのうち75%は仙台医療圏。65%の人がかかりつけの病院を受診しているが、仙台医療圏では約30%の患者さんはかかりつけ病院ではない。これは、仙台医療圏では宮城県立精神医療センターが夜間救急を担っているためであろう。

また、身体合併症で搬送された例も16.5%あった。そのうち、入院加療を要した症例は仙台医療圏では83.6%であり、しかし、県全体では約30%であった。

時間外における全体の入院件数は232名（28%）であり、2日に1人以上は時間外に入院を必要としている患者がおり、その入院形態としては医療保護入院が121名（52.2%）で、措置入院（強制入院）は49名（21.1%）だったという。また、夜間電話相談や精神科救急情報センター等の情報システムは、時間内、県立精神医療センターで動いてはいるが、夜間は難しくまだシステムテックに稼働してはいない。

宮城県における精神科救急医療体制は、県立精神医療センター及び25か所の輪番病院さらには外来対応として5か所の精神科診療所が関わり対応を行っているが、現時点では、以上のごとくであり精神科救急システムの更なる進化と展開を期待したい。

文献1. 精神科病院等における夜間の受け入れ調査結果について

平成27年度宮城県精神保健福祉審議会精神科救急部会（第2回）資料、平成28年3月

文献2. 精神科救急・急性期医療の現状と展望

吉富薬品株式会社発行 2008年